

尼崎市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成21年法律第23号)による改正後の土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)第22条第1項の許可の申請に係る汚染土壌処理施設について、当該申請に先立って必要な指導を行い、もって汚染土壌の適正な処理及び汚染土壌処理施設の所在地及びその周辺の地域の生活環境の保全に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、法で定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 許可申請予定者 法第22条第1項又は第23条第1項に定める許可を申請しようとする者。ただし、法第23条第1項に定める許可にあつては汚染土壌処理施設の所在地及びその周辺の地域の生活環境に影響を及ぼすおそれのある変更に係る許可に限る。
- (2) 汚染土壌処理施設 汚染土壌(要措置区域等外の土地の土壌であつて、法施行規則第31条第1項又は第2項の基準に適合しない汚染状態にあるものを含む。以下同じ。)の処理の事業の用に供する施設をいう。
- (3) 関係住民 法第22条第1項又は法第23条第1項に定める許可の申請をしようとする汚染土壌処理施設により生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認められる地域内の住民等をいう。
- (4) 実証試験 許可申請予定者が、当該汚染土壌処理施設において特定有害物質による汚染土壌を処理することが可能であることを証明する試験のことをいう。

(事前協議)

第3条 許可申請予定者は、汚染土壌処理施設に係る設置計画及び維持管理計画の立案、環境影響調査の実施並びに許可申請書その他の提出書類の作成等に資するため、事前協議申込書(別記様式)によって市長と協議するものとする。

(関係住民への説明)

第4条 許可申請予定者は、汚染土壌処理施設に係わる事業計画を、関係住民へ周知させるための説明会又は資料の配布等による説明をするものとする。ただし、当該施設の設置にあたって、他法令で同様の手続きを終了した場合は省略することができる。

(環境影響調査)

第5条 許可申請予定者は、汚染土壌処理施設がその所在地又はその周辺の地域の生活環境に及ぼす影響を調査するものとする。ただし、当該施設の設置にあたって、他法令により環境影響調査の実施が義務付けされている場合はその結果をもってかえることができる。

(事前協議の結果の尊重)

第6条 許可申請予定者は、協議が調った事項については、その協議の結果を尊重し、必要な措置を講じた上で、法第22条第1項又は第23条第1項の許可の申請を行うものとする。

(実証試験)

第7条 許可申請予定者は、実証試験を実施するときは、実証試験の方法を記載した計画書(別記様式)を事前に市長に届け出るとともに、その結果を別記様式にて報告するものとする。

(申請書等の提出部数)

第8条 この要綱に基づく書類等の提出部数は、正副各1部とする。

附 則

この要綱は、平成21年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月21日から施行する。